

多様性を認め合う社会の実現へ

講演会などを開催

多文化共生、女性の権利など多様性を認め合う社会の実現に向けて、本市では、さまざまな講演会やイベントを開催します。皆さんもさまざまな催しに参加して知識を深めてみませんか。

多文化共生

多文化共生フォーラム in伊丹を開催

市では、3千人以上・約50の国の外国人が暮らしています。多様な文化を持つ人が、互いの違いを認め合い、尊重しながら共に活躍できる多文化共生のまちづくりについて考える「多文化共生フォーラムin伊丹」を開催します。詳しくは次の通り。



【日時・場所】12月12日(日)午後1～3時、図書館「ことば蔵」。

【内容】▽①第一部(午後1時) 基礎講演「出会いこそ生きる力」。講師はイラン出身の女優サヘル・ローズさん(写真①)。▽②第二部(午後3時) 講座「やさしい日本語」そして「多文化共生」について楽しく学ぼう!。講師は、(公財)箕面市国際交流協会事務局次長の岩城あすかさん(写真②)。

【定員】①100人②70人(両方の申し込み可)。

【受講料】無料。
【申し込み】11月1～30日に市国際・平和課へ。応募多数の場合は抽選。
同時開催!
多文化共生関連イベント
12月7～12日、図書館「ことば蔵」で、多文化共生事業「つ

女性の権利

「女性の権利ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力やセクシュアルハラスメントなど、女性を巡るさまざまな人権問題について、電話相談を受け付けています(秘密厳守。相談無料)。詳しくは次の通り。

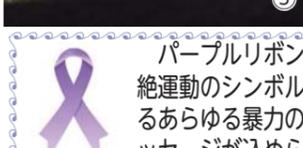
【日時】11月12～18日の午前8時半～午後7時(土・日曜は午前10時～午後5時)。
【相談電話番号】☎0570

070・810。
【相談員】人権擁護委員や法務局職員。
【開催】神戸地方方法務局人権擁護課
☎078・392・1821。

女性に対する暴力をなくす運動
11月12～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。配偶者や恋人、婚約者などからの暴力(DV)は、多くの場合、女性が被害者となっています。DVは決して許されぬ重大な人権侵害です。

【早めの相談をしましょう】DVは被害者の心身に重大なダメージを与え、一人では解決するのが難しい問題です。市DV相談室では、専門の相談員が対応します(秘密厳守。相談無料)。
【日時】11月12～25日、男女共同参画センターこころ、イオンモール伊丹(藤ノ木1)1階の中央展示スペース
【場所】11月21～26日、図書館「ことば蔵」1階のギャラリー。無料。

パープルリボンキャンペーン
★メッセージツリーの展示
11月12日～12月25日、男女共同参画センターこころで、女性に対する暴力根絶運動のシンボルであるパープルリボンやメッセージで飾ったツリー(写真③)を展示します。11月12～25日、同所でパープルリボンしおりを配布。無料。
★メッセージツリー展示用のメッセージを募集
11月1～25日、男女共同参画



DV・デートDV防止パネル展
市は、同運動にあわせ、DV・デートDV防止パネル展(写真④)を開催します。日時・会場は次の通り。
▽11月12～25日男女共同参画センターこころ、イオンモール伊丹(藤ノ木1)1階の中央展示スペース
▽12月21～26日図書館「ことば蔵」1階のギャラリー。無料。



男性セミナー「アフターコロナ後悔しない人生を送るために」
12月5日(日)午後2時、男女共同参画センターこころで、アフターコロナを見据えたこれからの生き方を、語り合い、考えます。
講師はシチズンシップ共育企画代表の川中大輔さん。
対象・定員は男性20人。無料。
【日時】11月1日(日)午前8時～11時、男女共同参画センターこころ。516へ。先着順。一時保育あり。1歳～就学前6人(1人300円。要予約)。

カリヨンパープルライトアップ
11月12～25日、同運動のシンボルカラーにちなみフランドルの鐘(カリヨン)を紫色に点灯します(写真⑤)。
【日時】11月12～25日、同運動のシンボルカラーにちなみフランドルの鐘(カリヨン)を紫色に点灯します(写真⑤)。
【場所】同市同和・人権推進課 ☎784・8146。



その他

映画から考えるジェンダー
12月20日(月)午後6時、男女共同参画センターこころで、靴工場で働く靴職人の女性たちが人生を切り開くミュージカル映画「ジュリーと恋と靴工場」(2016年。フランス。84分。字幕あり)の上映とトーク。ファシリテーターは、NPO法人女性と子どものエンパワメント関西理事長の田上時子さん。定員20人。無料。
【日時】11月1日から同所 ☎781・5516へ。先着順。

無関心よりおせっかい 小さな命を見守る目を
全ての子どもは「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な教育を受け、健全な成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。

一人でも悩まず気軽に相談を
子育て中にはさまざまな悩みや不安がつきものです。市は、子育てに関する相談を受け付けています。相談には勇気が必要かもしれませんが、怒鳴ったり叩いたりしてしまうことを話すと「虐待している親」として責められないかと不安になる人もいます。相談では、相談者の気持ちに寄り添いながら、それぞれの子どもに合った育児を一緒に考えていきます。

「虐待かも?」と思ったらためらわず連絡を
子どもの体に不自然な傷やあざがある、衣服がいつも汚れているなど不衛生、異常な子どもの泣き声や大人の怒鳴り声をよく聞く、など、気になることはありますか。疑いが間違いないとしても責任は問われません。確証がない人もいます。相談では、相談者の気持ちに寄り添いながら、それぞれの子どもに合った育児を一緒に考えていきます。

「体罰等によらない子育てを広げよう!」
子どもへの体罰は虐待ではありません。体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者や子育て支援者、社会全体で取り組んでいきましょう。
【日時】11月12～25日、同運動のシンボルカラーにちなみフランドルの鐘(カリヨン)を紫色に点灯します(写真⑤)。
【場所】同市同和・人権推進課 ☎784・8146。

11月は児童虐待防止推進月間

考える前にまず、相談を

11月は児童虐待防止推進月間です。児童虐待は身近に起こり得る問題です。少しでも気にかかることがあれば、すぐに相談機関へ連絡を。

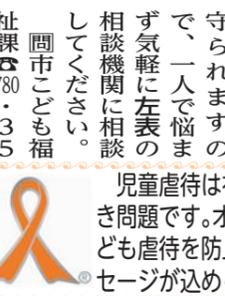
体罰によらない子育てを
子どもへの「しつけ」などで体罰は法律で禁止されています。体罰などが繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。科学的にも明らかになっています。

「しつけ」とは、子どもが自立した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。体罰ではなく、どうすれば良いのかを言葉や見本で示すなど、本人が理解できる方法で伝えてください。

一人で悩まず気軽に相談を
子育て中にはさまざまな悩みや不安がつきものです。市は、子育てに関する相談を受け付けています。相談には勇気が必要かもしれませんが、怒鳴ったり叩いたりしてしまうことを話すと「虐待している親」として責められないかと不安になる人もいます。相談では、相談者の気持ちに寄り添いながら、それぞれの子どもに合った育児を一緒に考えていきます。



児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。オレンジリボン「子ども虐待を防止する」というメッセージが込められています。



虐待通報・相談窓口一覧

相談機関	電話番号
市子ども福祉課(市子ども家庭総合支援拠点)	☎780-3518 (平日9:00~17:30)
県川西子ども家庭センター	☎756-6633 (平日9:00~17:30)
児童虐待防止24時間ホットライン	☎759-7799
児童相談所全国共通3桁ダイヤル	☎189 (通話料無料)

【身体的虐待】
殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
【ネグレクト】
家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

【性的虐待】
子どもへの性的行為、性的な行為を見せる、わいせつな画像や動画の被写体にするなど
【心理的虐待】
言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るうなど